

WAON POINT サービス規約

お客さまにおかれましては、以下の「WAON POINT サービス規約」をよくお読みになってご納得のうえ、お取引いただきますよう、お願い申し上げます。

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本 WAON POINT サービス規約（以下「本規約」といいます。）は、イオンマーケティング株式会社（以下「WAON POINT 発行者」といいます。）が発行する「WAON POINT」（次条に定義します。）に係るサービス等について規定することを目的とします。
2. WAON POINT 発行者が WAON POINT に係るサービス等をご提供する場合に WAON POINT 対象カード等（次条に定義します。）をお持ちのお客さまと WAON POINT 発行者との間で成立する契約は、本規約をその契約の内容とします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次のとおりとします。

- (1) 「WAON POINT」 WAON POINT 付与対象取引に付随して WAON POINT 発行者から WAON POINT 会員に付与される電子情報であって、本規約に基づき WAON POINT 会員が WAON POINT サービスを受けることができるもの
- (2) 「WAON POINT サービス」 WAON POINT 発行者が WAON POINT 会員に対して提供する WAON POINT に係る WAON POINT 発行者所定のサービス
- (3) 「WAON POINT 付与対象取引」 WAON POINT 付与の対象となる商品の購入、役務の提供、その他 WAON POINT 発行者が定める WAON POINT 発行者所定のお取引等
- (4) 「WAON」 WAON 利用約款に基づき WAON 発行者が発行する円単位の金額についての電子情報であって、WAON 発行者所定の加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金のお支払いに利用することができるもの
- (5) 「WAON POINT カード等」 WAON POINT 会員が現金または WAON POINT 発行者所定の決済方法で WAON POINT 付与対象取引を行った場合に WAON POINT を付与する WAON POINT 発行者所定のカード、携帯電話アプリケーションソフト、その他 WAON POINT 会員を識別するための番号等の総称
- (6) 「WAON カード等」 WAON を記録することができるカードおよび携帯電話アプリケーションソフト等の総称
- (7) 「イオンカード等」 株式会社イオン銀行が発行するクレジットカード（ただし、一部のクレジットカードは WAON POINT サービスの対象外となります。）およびデビットカード
- (8) 「WAON POINT 対象カード等」 WAON POINT カード等、WAON カード等およびイオンカード等の総称

- (9) 「WAON POINT 会員」 WAON POINT 対象カード等をお持ちのお客さまのうち WAON POINT 発行者所定の手続きにより WAON POINT 会員登録をされた方（第 3 条第 2 項に基づき WAON POINT 会員となった方を含みます。）
- (10) 「WAON POINT 対象カード等発行者」 WAON POINT 対象カード等を発行・提供する事業者
- (11) 「WAON POINT カード等所有権」 WAON POINT 対象カード等を発行・提供する事業者に属する権利
- (12) 「WAON POINT 加盟店」 商品の購入、役務の提供その他のお取引において WAON POINT サービスを利用することができる事業者
- (13) 「提携ポイント」 他の企業ポイントに係る電子情報であって、本規約に基づき WAON POINT 会員が WAON POINT と交換することができるものとして WAON POINT 発行者が指定するもの
- (14) 「提携ポイント発行者」 提携ポイントを発行する事業者

第 3 条（会員登録）

1. 本規約に基づく WAON POINT サービスのご利用をご希望される方は、WAON POINT 対象カード等発行者が定める手続により WAON POINT 対象カード等の交付または提供を受け、WAON POINT 発行者に対して、WAON POINT サービスのご利用をご希望されるご本人が、氏名、住所、WAON POINT カード番号、その他 WAON POINT 発行者所定の事項を届け出て、会員登録をしていただき、WAON POINT 会員となることで、WAON POINT サービスをご利用することができます。ただし、会員登録をご希望される方が以前に第 14 条第 2 項に基づき会員資格を喪失した場合その他 WAON POINT 発行者が会員として不適切と判断した場合、会員登録をお断りすることがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、イオンカード等のカード会員およびイオングループにおけるポイントサービスの統合によって WAON POINT カード等の提供を受けたお客さまは、前項で定める会員登録をすることなく、WAON POINT 会員となり、WAON POINT サービスをご利用することができます。また、WAON POINT サービス開始当時に WAON カード等の所有者情報登録がなされていたお客さま（所有者情報登録に未記入項目がある場合は除きます。）のうち WAON POINT 発行者が指定する WAON カード等をお持ちの方も、会員登録をすることなく、WAON POINT 会員となり、WAON POINT サービスをご利用することができます。
3. WAON POINT 発行者による WAON POINT 会員の個人情報のお取扱いについては、WAON POINT 発行者が別に定める「WAON POINT に関する個人情報の取扱いに関する同意条項」によるものとします。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、WAON POINT 対象カード等をお持ちの方で会員登録がなされていないお客さまにおいても、WAON POINT 発行者が行うキャンペーン等により、WAON POINT サービスを利用することができる場合があります。この場合、本規約の「WAON POINT 会員」を「WAON POINT 対象カード等をお持ちのお客さま」に読み替えて適用し

ます。ただし、WAON POINT 会員でないお客さまには、一部ご利用できないサービスもありますので、詳しくは、WAON POINT サービスに係るホームページ等をご覧ください。

第2章 WAON POINT 会員に対するサービス

第4条 (WAON POINT の付与)

1. WAON POINT 発行者は、WAON POINT 会員が WAON POINT 加盟店において WAON POINT 対象カード等を利用して現金、WAON または WAON POINT 発行者所定の決済方法で WAON POINT 付与対象取引を行う場合 WAON POINT 会員に対して、WAON POINT 発行者所定の WAON POINT を付与します。なお、WAON POINT 発行者および WAON POINT 加盟店が WAON POINT を付与しないものとして指定した商品、役務その他のお取引等には、WAON POINT は付与しません。
2. 前項の場合において、WAON POINT 付与対象取引の精算後に WAON POINT 対象カード等が提示された場合、WAON POINT は付与されませんので、ご了承ください。
3. WAON POINT 会員は、WAON POINT 発行者および提携ポイント発行者が定める方法により、提携ポイントを WAON POINT に交換することにより、WAON POINT を加算することができます。
4. WAON POINT 付与対象取引、付与される WAON POINT、WAON POINT 付与に係る条件および WAON POINT 付与に係る WAON POINT サービスは、WAON POINT 発行者が定めるところによるものとし、提携ポイントからの交換率および提携ポイントからの交換条件等は、WAON POINT 発行者および提携ポイント発行者が定めるところによりますので、WAON POINT 会員に事前に通知することなく変更することがあります。

第5条 (WAON POINT の付与ができない場合)

1. 次の場合、WAON POINT の付与および提携ポイントからの交換はできませんので、ご了承ください。
 - (1) WAON POINT 対象カード等が破損しているとき
 - (2) WAON POINT 付与に係る端末の稼働時間外、システムメンテナンスその他システム上の理由により一時的に WAON POINT の付与を停止するとき、および WAON POINT 付与に係る端末の故障、停電、システム障害、天災地変その他やむをえない事由があるとき
 - (3) 第8条第1項各号に該当するとき
2. WAON POINT 発行者は、原因の如何を問わず（システム障害等を含むがこれに限られません）、WAON POINT 発行者所定の数量を超えて過剰に WAON POINT が付与された場合、WAON POINT 発行者の判断により、当該過剰に付与された WAON POINT を取り消しできるものとしします。
3. 第1項に基づき WAON POINT の付与または提携ポイントからの交換ができないこととし

くは前項に基づき付与の取消しがなされたことにより WAON POINT 会員に損害等が生じた場合であっても、WAON POINT 発行者、提携ポイント発行者、WAON POINT 対象カード等発行者および WAON POINT 加盟店はその責任を負いませんので、ご了承ください。

第 6 条 (WAON POINT 残高の確認等)

1. WAON POINT の残高は、WAON POINT 残高の表示機能を備えた端末その他 WAON POINT 発行者所定の方法にてご確認いただくことができます。
2. WAON POINT 会員が WAON POINT 対象カード等を複数お持ちの場合、WAON POINT 発行者所定の方法により、各 WAON POINT 対象カード等の WAON POINT 残高を 1 つの WAON POINT 対象カード等に統合することができます。
3. WAON POINT の履歴は、WAON POINT 履歴の表示機能を備えた端末その他 WAON POINT 発行者所定の方法にてご確認いただくことができます。各端末において表示される WAON POINT の履歴の範囲等については、WAON POINT 発行者が定めるところによりますので、ご了承ください。

第 7 条 (WAON POINT の利用)

1. WAON POINT 会員は、次の方法により、WAON POINT をご利用することができます。
 - (1) WAON POINT 加盟店 (一部の WAON POINT 加盟店は WAON POINT の付与のみを行い、WAON POINT のご利用ができないことがあります。) との間の商品の購入、役務の提供その他のお取引において、WAON POINT を代金等のお支払いにご利用すること (ただし、WAON カード等については、次号で定める WAON POINT から WAON への交換をした後、当該 WAON を代金等のお支払いにご利用いただく必要があります。)
 - (2) WAON POINT 発行者所定の方法により、WAON POINT を当該 WAON POINT 対象カード等の WAON に交換すること (ただし、WAON POINT カード等の場合、WAON に交換することはできません。)
 - (3) WAON POINT を WAON POINT 発行者所定の商品または役務に交換すること
 - (4) クーポン、割引券または提携ポイントへの交換等、WAON POINT をご利用して WAON POINT 発行者所定のサービスを受けること
 - (5) WAON POINT を WAON POINT 発行者所定の団体に寄付すること
 - (6) WAON POINT を他の WAON POINT 会員にプレゼントすること
2. 前項に基づき WAON POINT をご利用する場合、1WAON POINT あたり 1 円として、WAON POINT 発行者所定の単位でご利用することができます。ただし、クーポン、割引券または提携ポイントとの交換率および交換条件等は、1WAON POINT あたり 1 円ではなく、WAON POINT 発行者および提携ポイント発行者が定めるところによります。また、クーポン、割引券または提携ポイントとの交換率および交換条件等については、WAON POINT 会員に事前に通知することなく変更することがあります。
3. WAON POINT 会員は、次の各号に定める場合、第 1 項に基づく WAON POINT のご利用

はできません。これにより WAON POINT 会員に損害等が生じた場合であっても、WAON POINT 発行者、提携ポイント発行者、WAON POINT 対象カード等発行者および WAON POINT 加盟店は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

- (1) WAON POINT 対象カード等が破損しているとき
- (2) WAON POINT 発行者または WAON POINT 加盟店が代金等のお支払いに WAON POINT をご利用することができないものとして指定した商品、役務その他のお取引であるとき
- (3) 本規約に基づき WAON POINT がご利用できないとき
- (4) WAON POINT 交換後の WAON が当該交換先の WAON カード等またはイオンカード等の WAON 利用可能残高の上限金額を超えるととき
- (5) WAON POINT 発行者が WAON POINT をご利用できないものとして指定したクーポン、割引券または提携ポイントへの交換等であるとき
- (6) WAON POINT 利用に係る端末の稼働時間外、システムメンテナンスその他システム上の理由により一時的に WAON POINT の利用を停止するとき、および WAON POINT 利用に係る端末の故障、停電、システム障害、天災地変その他やむをえない事由があるとき
- (7) 第 8 条第 1 項各号に該当するとき

第 8 条 (WAON POINT 会員の遵守事項)

1. WAON POINT 会員は、WAON POINT、WAON POINT 対象カード等のご利用に際し、次の行為をすることができません。

- (1) 違法、不正または公序良俗に反する目的で WAON POINT または WAON POINT 対象カード等を保有し、ご利用すること
- (2) 転売等の営利の目的で WAON POINT または WAON POINT 対象カード等を保有し、ご利用すること
- (3) WAON POINT に係るソフトウェア、ハードウェア、その他 WAON POINT に係るシステム、WAON POINT または WAON POINT 対象カード等について、これを破壊、分解、解析もしくは複製等を行いまたはかかる行為に協力すること
- (4) WAON POINT 会員が承知していたか否かにかかわらず、WAON POINT 対象カード等が偽造もしくは変造され、または WAON POINT が不正に作り出されたものであるとき、またはそれらの疑いがあるときに、これを保有し、ご利用すること
- (5) WAON POINT 会員が承知していたか否かにかかわらず、WAON POINT 対象カード等が違法もしくは不正な方法により取得されたものであるとき、または WAON POINT が違法もしくは不正な方法により保有されるに至ったものであるとき、またはそれらの疑いがあるときに、これを保有し、ご利用すること
- (6) WAON POINT 会員が承知していたか否かにかかわらず、WAON POINT が WAON POINT 発行者所定の数量を超えて過剰に付与されたとき、またはその疑いがあるときに、これを利用すること

2. WAON POINT 会員は、前項各号に該当する場合、以後 WAON POINT サービスをご利用することはできないものとし、WAON POINT 残高は失効し、WAON POINT 対象カード等を WAON POINT 対象カード等発行者に返還していただきます。ただし、WAON POINT 会員がお持ちの WAON POINT 対象カード等が WAON カード等またはイオンカード等である場合、WAON カード等の発行者またはイオンカード等の発行者が定めるところによります。
3. WAON POINT 会員は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合、これにより WAON POINT 発行者、WAON POINT 対象カード等発行者または WAON POINT 加盟店に損害が生じたときは、WAON POINT 会員がその損害を賠償する責任を負うものとします。

第 9 条 (WAON POINT 対象カード等の破損等)

1. WAON POINT 会員は、WAON POINT 対象カード等を破損し、または磁気に近づけないようご注意ください。WAON POINT 対象カード等が破損等した場合、WAON POINT 発行者および WAON POINT カード等発行者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。
2. 前項の場合において、WAON POINT 対象カード等の破損が判明したときは、WAON POINT 会員は、WAON POINT 対象カード等の交付または提供を受け、WAON POINT 発行者所定の方法により従前の WAON POINT を引き継ぐことができます。
3. WAON POINT 対象カード等発行者が WAON POINT 対象カード等を再交付する場合、WAON POINT 対象カード等の図柄または機能について、従前の WAON POINT 対象カード等と異なる場合がありますので、ご了承ください。また、従前の WAON POINT 対象カード等は、WAON POINT 対象カード等発行者が回収させていただきます。
4. 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、破損した WAON POINT 対象カード等が WAON カード等またはイオンカード等である場合、当該カード等の再交付は、当該 WAON カード等の発行者およびイオンカード等の発行者が別に定めるところによるものとします。また、破損した WAON POINT 対象カード等が携帯電話アプリケーションソフトである場合、携帯電話の機種変更、破損等については、WAON POINT 対象カード等発行者であるアプリケーションソフトの提供者が定めるところによるものとします。

第 10 条 (WAON POINT 対象カード等の盗難・紛失等)

WAON POINT 対象カード等の盗難、紛失、破損、電磁的影響その他事由により、WAON POINT の全部または一部の保有を失われた場合には、WAON POINT 発行者および WAON POINT カード等発行者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 11 条 (WAON POINT 加盟店との関係)

1. WAON POINT 会員が WAON POINT をご利用された際に、万一、商品の購入、役務の提供その他のお取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、WAON POINT 加盟店との間で解決していただくものとし、当該 WAON POINT 加盟店以外の WAON POINT 加盟店、WAON POINT 発行者および WAON POINT 対象カード等発行者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

2. 前項の場合において、WAON POINT 加盟店が商品等の返品に応じた場合、当該お取引にご利用した WAON POINT は当該 WAON POINT 発行者が定める方法にて返還付与します。また、当該お取引を行ったときに第 4 条に従って付与された WAON POINT は減算されません。

第 3 章 WAON ご利用のお客さまに対するサービス

第 12 条 (WAON ご利用のお客さまに対するサービス)

1. WAON POINT 会員でなくても、WAON POINT 加盟店における WAON のご利用に伴って、WAON POINT が付与されることがあります。
2. 前項により付与された WAON POINT は、WAON POINT 発行者所定の方法で当該 WAON カード等の WAON に交換することによりご利用できます。
3. 第 1 項による WAON POINT の付与および前項による WAON POINT の利用にあたっては、第 5 条から第 23 条までの規定（ただし、第 6 条第 2 項、第 7 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 14 条および第 15 条を除きます。）が適用されます（「WAON POINT 会員」とされている規定は「WAON ご利用のお客さま」に読み替えて適用されます。）ので、ご了承ください。

第 4 章 雑則

第 13 条 (WAON POINT の有効期限等)

1. WAON POINT 会員が初めて WAON POINT 対象カード等に WAON POINT を付与された日から 1 年経過後の月末までを初年度とし、次年度以降は、前年度末の翌日から 1 年間で各年度とします。
2. 各年度中に付与または加算された WAON POINT の有効期限は、次年度の末日までとします。
3. 前項に定める有効期限が経過した WAON POINT は消滅し、以後、当該 WAON POINT のご利用はできません。ただし、第 8 条第 2 項により WAON POINT 残高がマイナスとなった場合または商品の返品等で WAON POINT 残高がマイナスとなった場合は、WAON POINT 発行者所定の方法でご精算いただきます。この場合、前項に定める WAON POINT の有効期限内にご精算がされなかったときでも、マイナスとなった WAON POINT は消滅いたしません。
4. WAON POINT サービスが終了した場合、WAON POINT は消滅します。

第 14 条 (届出事項の変更)

WAON POINT 会員は、登録した届出事項に変更があるときは、遅滞なく WAON POINT 発行

者所定の方法により変更の手続を行うものとします。

WAON POINT 会員は、前項の変更手続を怠った場合、WAON POINT 発行者からの通知または送付書類などが延着または不到着となっても通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議のないものとします。ただし、変更の通知を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第 15 条（会員の退会および登録の抹消）

WAON POINT 会員は、WAON POINT 発行者所定の方法により、会員の退会および会員登録を抹消することができます。WAON POINT 会員が会員の退会および会員登録を抹消したときは、以後、本規約に従って再度会員登録をした場合（ただし、再度会員登録をした場合、従前の WAON POINT 残高は引き継がれません。）または第 12 条により会員登録をすることなく WAON POINT をご利用できる場合でない限り、WAON POINT サービスをご利用できませんので、ご了承ください。

第 16 条（貸与等の禁止）

WAON POINT 会員は、WAON POINT について、他人に貸与し、または質入れ等の担保に供することはできません。

第 17 条（換金の禁止）

WAON POINT は、現金との引換えはできませんので、ご了承ください。

第 18 条（WAON POINT サービスの終了）

1. WAON POINT 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により、WAON POINT サービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、WAON POINT 発行者は、WAON POINT 発行者所定の方法にて WAON POINT サービスを終了させることについて周知の措置をとります。

第 19 条（WAON POINT 発行者等の責任）

1. WAON POINT 発行者、提携ポイント発行者、WAON POINT 対象カード等発行者および WAON POINT 加盟店は、当該事業者の不法行為によって WAON POINT 会員に生じた損害等でない限り、WAON POINT に関して WAON POINT 会員に生じた損害等について、責任を負いません。
2. WAON POINT 発行者は、カード番号、ID、パスワードその他 WAON POINT 発行者所定の本人確認手段により本人確認をしたときは、WAON POINT 会員による WAON POINT サービスの利用とみなし、カード番号、ID またはパスワード等につき不正使用その他の事故があった場合でも、WAON POINT 会員に生じた損害等について、責任を負いません。
3. WAON POINT の取得、保有、ご利用または交換等に伴い、公租公課その他の費用が発生する場合には、WAON POINT 会員にこれを負担していただきますので、ご了承ください。

い。

第 20 条（取扱いの変更）

WAON POINT の取扱いについて、本規約を変更する場合には、WAON POINT 発行者は、WAON POINT 発行者所定の方法にて、一定の予告期間をおいて周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の規約を適用します。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

1. WAON POINT 会員は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - （1） 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （2） 暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （3） 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. WAON POINT 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - （1） 暴力的な要求行為
 - （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4） 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて WAON POINT 発行者、提携ポイント発行者、WAON POINT 対象カード等発行者もしくは WAON POINT 加盟店の信用を毀損し、または WAON POINT 発行者、提携ポイント発行者、WAON POINT 対象カード等発行者もしくは WAON POINT 加盟店の業務を妨害する行為
 - （5） その他前各号に準ずる行為
3. WAON POINT 会員は、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をした場合、または WAON POINT 会員が第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、WAON POINT 発行者が WAON POINT サービスを提供することが不適切であると判断した場合には、WAON POINT 会員である場合には会員資格を喪失するものとし、また、WAON POINT 発行者は、当該 WAON POINT 会員に対する WAON POINT サービスの提供を停止します。
4. 前項の規定により、WAON POINT 会員に損害が生じた場合にも、WAON POINT 会員は WAON POINT 発行者、WAON POINT 対象カード等発行者または WAON POINT 加盟店に何らの請求をしないものとします。また、WAON POINT 発行者、WAON POINT 対象

カード等発行者または WAON POINT 加盟店に損害が生じたときは、WAON POINT 会員がその責任を負うものとします。

第 22 条（合意管轄裁判所）

WAON POINT 会員は、WAON POINT サービスに関して WAON POINT 会員と WAON POINT 発行者または WAON POINT 対象カード等発行者との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所、千葉地方裁判所および大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。

第 23 条（WAON POINT サービスに関するご案内）

WAON POINT に関する事項は、WAON POINT サービスに係るホームページ、WAON POINT 加盟店における掲示等の方法、その他 WAON POINT 対象カード等に係る規約等でご案内しているものもありますので、本規約とあわせてご参照ください。

以上

本規約の効力発生日：2026 年 7 月 15 日

<WAON POINT 発行元>

イオンマーケティング株式会社

〒261-8515

千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1

【相談窓口】WAON POINT サポートセンター

・一般電話などからのお問い合わせ

0120 - 500 - 154（フリーダイヤル・通話料無料）

・携帯電話・スマートフォンからのお問い合わせ

0570 - 550 - 710（ナビダイヤル・通話料有料）または 043-331-2160

※お買い物についてのお問い合わせ、ご相談は、カードをご利用された店舗にご連絡ください。